

そしゃく配慮食品の日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表
○そしゃく配慮食品の日本農林規格（平成28年 8 月17日農林水産省告示第1568号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前												
<u>日本農林規格</u> <u>JAS</u> <u>1568 : 2021</u> <u>そしゃく配慮食品</u> <u>Easily Chewable and Swallowable Foods</u> <u>1 適用範囲</u> この規格は、<u>そしゃく配慮食品のうち、容易にかめる食品、歯ぐきでつぶせる食品、舌でつぶせる食品及びかまなくてよい食品の品質について規定する。</u> <u>2 引用規格</u> <u>次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。</u> <u>CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格</u> <u>3 用語及び定義</u> <u>この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。</u> <u>（削る。）</u> <u>3.1</u> <u>そしゃく配慮食品</u> <u>通常の食品に比してそしゃくに要する負担が小さい性状、固さその他の品質を備えた加工食品（乳児用のものを除く。）</u> <u>3.2</u> <u>容易にかめる食品</u> <u>そしゃく配慮食品のうち、その固さが、容易にかみ切り、かみ砕き又はすりつぶせる程度のもの（適度なかみごたえを有するものに限る。）</u> <u>3.3</u> <u>歯ぐきでつぶせる食品</u> <u>そしゃく配慮食品のうち、その固さが、容易にかめる食品と舌でつぶせる食品の中間程度のもの</u> <u>3.4</u> <u>舌でつぶせる食品</u> <u>そしゃく配慮食品のうち、その固さが、舌と口蓋の間で押しつぶせる程度のもの</u> <u>3.5</u>	<u>そしゃく配慮食品の日本農林規格</u> <u>（適用の範囲）</u> <u>第1条 この規格は、そしゃく配慮食品のうち、容易にかめる食品、歯ぐきでつぶせる食品、舌でつぶせる食品及びかまなくてよい食品に適用する。</u> <u>（新設）</u> <u>（定義）</u> <u>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</u> <table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td><u>そしゃく配慮食品</u></td><td><u>通常の食品に比してそしゃくに要する負担が小さい性状、固さその他の品質を備えた加工食品（乳児用のものを除く。）をいう。</u></td></tr><tr><td><u>容易にかめる食品</u></td><td><u>そしゃく配慮食品のうち、その固さが、容易にかみ切り、かみ砕き又はすりつぶせる程度のもの（適度なかみごたえを有するものに限る。）をいう。</u></td></tr><tr><td><u>歯ぐきでつぶせる食品</u></td><td><u>そしゃく配慮食品のうち、その固さが、容易にかめる食品と舌でつぶせる食品の中間程度のものをいう。</u></td></tr><tr><td><u>舌でつぶせる食品</u></td><td><u>そしゃく配慮食品のうち、その固さが、舌と口蓋の間で押しつぶせる程度のものをいう。</u></td></tr><tr><td><u>かまなくてよい食品</u></td><td><u>そしゃく配慮食品のうち、その固さが、かまずに飲み込める程度のもの</u></td></tr></table>	用 語	定 義	<u>そしゃく配慮食品</u>	<u>通常の食品に比してそしゃくに要する負担が小さい性状、固さその他の品質を備えた加工食品（乳児用のものを除く。）をいう。</u>	<u>容易にかめる食品</u>	<u>そしゃく配慮食品のうち、その固さが、容易にかみ切り、かみ砕き又はすりつぶせる程度のもの（適度なかみごたえを有するものに限る。）をいう。</u>	<u>歯ぐきでつぶせる食品</u>	<u>そしゃく配慮食品のうち、その固さが、容易にかめる食品と舌でつぶせる食品の中間程度のものをいう。</u>	<u>舌でつぶせる食品</u>	<u>そしゃく配慮食品のうち、その固さが、舌と口蓋の間で押しつぶせる程度のものをいう。</u>	<u>かまなくてよい食品</u>	<u>そしゃく配慮食品のうち、その固さが、かまずに飲み込める程度のもの</u>
用 語	定 義												
<u>そしゃく配慮食品</u>	<u>通常の食品に比してそしゃくに要する負担が小さい性状、固さその他の品質を備えた加工食品（乳児用のものを除く。）をいう。</u>												
<u>容易にかめる食品</u>	<u>そしゃく配慮食品のうち、その固さが、容易にかみ切り、かみ砕き又はすりつぶせる程度のもの（適度なかみごたえを有するものに限る。）をいう。</u>												
<u>歯ぐきでつぶせる食品</u>	<u>そしゃく配慮食品のうち、その固さが、容易にかめる食品と舌でつぶせる食品の中間程度のものをいう。</u>												
<u>舌でつぶせる食品</u>	<u>そしゃく配慮食品のうち、その固さが、舌と口蓋の間で押しつぶせる程度のものをいう。</u>												
<u>かまなくてよい食品</u>	<u>そしゃく配慮食品のうち、その固さが、かまずに飲み込める程度のもの</u>												

かまなくてよい食品

そしゃく配慮食品のうち、その固さが、かまずに飲み込める程度のもの

4 品質

4.1 容易にかめる食品

容易にかめる食品の品質は、表1の品質基準に適合していなければならない。

表1－容易にかめる食品の品質基準

区分	基準
(削る。)	
摂食時の内容物の性状	次による。 a) 一般に飲食に供される食品としての外観及び食味を有していること。 b) 付着性及び凝集性が適度であること。
摂食時の内容物の固さ	次による。 a) 内容物のうち、最も固いものについて、容易にかみ切り、かみ砕き又はすりつぶせる程度であること（適度なかみごたえを有するものに限る。）。 b) a)の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法によって伝達されるものであること。ただし、業務用の製品（一般消費者に販売される形態となっているもの以外のものをいう。以下同じ。）の場合にあっては、この限りでない。 1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法。 2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法。 3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法。 4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法。
内容量	表示量に適合していること。
添加物	次による。 a) CODEX STAN 192 3.2の規定に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定に適合していること。 b) 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。 c) a)の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法によって伝達されるものであること。ただし、業務用の製品の場合にあっては、この限りでない。 1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法。 2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法。

をいう。

(容易にかめる食品の規格)

第3条 容易にかめる食品の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
品 質	
摂食時の内容物の性状	1 一般に飲食に供される食品としての外観及び食味を有していること。 2 付着性及び凝集性が適度であること。
摂食時の内容物の固さ	1 内容物のうち、最も固いものについて、容易にかみ切り、かみ砕き又はすりつぶせる程度であること（適度なかみごたえを有するものに限る。）。 2 1の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法により伝達されるものであること。ただし、業務用の製品（一般消費者に販売される形態となっているもの以外のものをいう。以下同じ。）の場合にあっては、この限りでない。 (1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法 (2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法 (3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法 (4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法
内容量	表示量に適合していること。
添加物	1 国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会が定めた食品添加物に関する一般規格（CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2006）3.2の規定に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定に適合していること。 2 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。 3 1の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法により伝達されるものであること。ただし、業務用の製品の場合にあっては、この限りでない。 (1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法 (2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法

		<u>③ 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法。</u> <u>④ 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法。</u>
	容器又は包装の状態	密封されており、かつ、外観が良好であること。
(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)

4.2 歯ぐきでつぶせる食品

歯ぐきでつぶせる食品の品質は、表2の品質基準に適合していなければならない。

表2－歯ぐきでつぶせる食品の品質基準

区分	基準
(削る。)	摂食時の内容物の性状 表1の摂食時の内容物の性状の基準による。
(削る。)	摂食時の内容物の固さ 次による。 a) 内容物のうち、最も固いものについて、容易にかめる食品と舌でつぶせる食品の中間程度であること。

		<u>③ 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法</u> <u>④ 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法</u>
	容器又は包装の状態	密封されており、かつ、外観が良好であること。
表示	表示事項	<u>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、次の事項を表示してあること。</u> <u>(1) 容易にかめる旨</u> <u>(2) 食品表示基準別表第19の上欄に掲げる食品（当該食品の項の中欄に掲げる表示事項に調理方法又は使用方法を含むものに限る。）以外の食品にあっては、調理方法（調理しないもの（単に温めるものを含む。）以外のものに限る。）</u> <u>(3) 業務用の製品にあっては、内容量又は固形量及び内容総量</u>
	表示の方法	<u>食品表示基準の規定に従うほか、容易にかめる旨、調理方法並びに内容量又は固形量及び内容総量の表示は、次に規定する方法により行われていること。</u> <u>(1) 容易にかめる旨</u> <u>「容易にかめる」と表示すること。</u> <u>(2) 調理方法</u> <u>食品の特性に応じて表示すること。</u> <u>(3) 内容量又は固形量及び内容総量</u> <u>食品表示基準第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項の下欄に定める表示の方法に従い表示すること。ただし、食品表示基準別表第4の上欄に掲げる食品のうち、当該食品の項の中欄に掲げる表示事項に内容量を含むものについては、同項の下欄に定める表示の方法に従い表示すること。</u>
	表示の方式等	<u>食品表示基準の規定に従うほか、容易にかめる旨、調理方法並びに内容量又は固形量及び内容総量の表示は、容器又は包装の見やすい箇所（業務用の製品の場合にあっては、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状）に表示してあること。</u>

（歯ぐきでつぶせる食品の規格）

第4条 歯ぐきでつぶせる食品の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品質	摂食時の内容物の性状 前条の規格の摂食時の内容物の性状の基準と同じ。
	摂食時の内容物の固さ 1 内容物のうち、最も固いものについて、容易にかめる食品と舌でつぶせる食品の中間程度であること。

		b) 表1 の摂食時の内容物の固さの b) の基準による。
	内容量	表1 の内容量の基準による。
	添加物	表1 の添加物の基準による。
	容器又は包装の状態	表1 の容器又は包装の状態の基準による。
(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)

4.3 舌でつぶせる食品

舌でつぶせる食品の品質は、**表3**の品質基準に適合していなければならない。

表3—舌でつぶせる食品の品質基準

区分	基準
(削る。)	摂食時の内容物の性状 a) 一般に飲食に供される食品としての外観及び食味を有していること。 b) 付着性及び凝集性が適度であること。 c) 著しい離水がないこと。
	摂食時の内容物の固さ a) 内容物のうち、最も固いものについて、舌と口蓋の間で押しつぶせる程度であること。 b) 表1 の摂食時の内容物の固さの b) の基準による。
	内容量 表1 の内容量の基準による。 添加物 表1 の添加物の基準による。 容器又は包装の状態 表1 の容器又は包装の状態の基準による。
(削る。)	(削る。)
	(削る。)
	(削る。)

4.4 かまなくてよい食品

かまなくてよい食品の品質は、**表4**の品質基準に適合していなければならない。

表4—かまなくてよい食品の品質基準

		2 前条の規格の摂食時の内容物の固さの 2 の基準と同じ。
	内容量	前条の規格の内容量の基準と同じ。
	添加物	前条の規格の添加物の基準と同じ。
	容器又は包装の状態	前条の規格の容器又は包装の状態の基準と同じ。
表示	表示事項	前条の規格の表示事項の基準と同じ。ただし、「容易にかめる」とあるのは、「歯ぐきでつぶせる」と読み替えるものとする。
	表示の方法	前条の規格の表示の方法の基準と同じ。ただし、「容易にかめる」とあるのは、「歯ぐきでつぶせる」と読み替えるものとする。
	表示の方式等	前条の規格の表示の方式等の基準と同じ。ただし、「容易にかめる」とあるのは、「歯ぐきでつぶせる」と読み替えるものとする。

(舌でつぶせる食品の規格)

第5条 舌でつぶせる食品の規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
品 質	摂食時の内容物の性状	<u>1</u> 一般に飲食に供される食品としての外観及び食味を有していること。 <u>2</u> 付着性及び凝集性が適度であること。 <u>3</u> 著しい離水がないこと。
	摂食時の内容物の固さ	<u>1</u> 内容物のうち、最も固いものについて、舌と口蓋の間で押しつぶせる程度であること。 <u>2</u> 第3条の規格の摂食時の内容物の固さの <u>2</u> の基準と同じ。
	内容量	第3条の規格の内容量の基準と同じ。
	添加物	第3条の規格の添加物の基準と同じ。
	容器又は包装の状態	第3条の規格の容器又は包装の状態の基準と同じ。
	表 示	表 示 事 項
表 示 の 方 法		第3条の規格の表示の方法の基準と同じ。ただし、「容易にかめる」とあるのは、「舌でつぶせる」と読み替えるものとする。
表 示 の 方 式 等		第3条の規格の表示の方式等の基準と同じ。ただし、「容易にかめる」とあるのは、「舌でつぶせる」と読み替えるものとする。

(かまなくてよい食品の規格)

第6条 かまなくてよい食品の規格は、次のとおりとする。

	区分	基準
(削る。)	摂食時の内容物の性状	次による。 a) 付着性及び凝集性が適度であること。 b) 著しい離水がないこと。
	摂食時の内容物の固さ	次による。 a) かまずに飲み込める程度であること。 b) <u>表1の摂食時の内容物の固さのb)の基準による。</u>
	内容量	<u>表1の内容量の基準による。</u>
	添加物	<u>表1の添加物の基準による。</u>
	容器又は包装の状態	<u>表1の容器又は包装の状態の基準による。</u>
	(削る。)	(削る。)
(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)

5 表示

5.1 容易にかめる食品

容易にかめる食品の表示の基準は、次による。

a) 表示事項 表示事項については、次の事項を表示していなければならない。

- 1) 容易にかめる旨
- 2) 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第19の上欄に掲げる食品（当該食品の項の中欄に掲げる表示事項に調理方法又は使用方法を含むものに限る。）以外の食品にあっては、調理方法「調理しないもの（単に温めるものを含む。）以外のものに限る。」
- 3) 業務用の製品にあっては、内容量又は固形量及び内容総量
注記1 その他の表示事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

b) 表示の方法 表示の方法については、次による。

- 1) 容易にかめる旨 “容易にかめる”と表示しなければならない。
- 2) 調理方法 調理方法については、食品の特性に応じて表示しなければならない。
- 3) 内容量又は固形量及び内容総量 内容量又は固形量及び内容総量については、食品表示基準第3条第1項の表の内容量又は固形量及び内容総量の項の下欄に定める表示の方法に従い表示しなければならない。ただし、食品表示基準別表第4の上欄に掲げる食品のうち、当該食品の項の中欄に掲げる表示事項に内容量を含むものにあっては、同項の下欄に定める表示の方法に従い表示しなければならない。
注記2 その他の表示の方法については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

c) 表示の方式等 表示の方式等については、容易にかめる旨、調理方法並びに内容量又は固形量及

	区 分	基 準
品質	摂食時の内容物の性状	<u>1</u> 付着性及び凝集性が適度であること。 <u>2</u> 著しい離水がないこと。
	摂食時の内容物の固さ	<u>1</u> かまずに飲み込める程度であること。 <u>2</u> 第3条の規格の摂食時の内容物の固さの <u>2</u> の基準と同じ。
	内容量	第3条の規格の内容量の基準と同じ。
	添加物	第3条の規格の添加物の基準と同じ。
	容器又は包装の状態	第3条の規格の容器又は包装の状態の基準と同じ。
	表示事項	第3条の規格の表示事項の基準と同じ。ただし、「容易にかめる」とあるのは、「かまなくてよい」と読み替えるものとする。
表示	表示の方法	第3条の規格の表示の方法の基準と同じ。ただし、「容易にかめる」とあるのは、「かまなくてよい」と読み替えるものとする。
	表示の方式等	第3条の規格の表示の方式等の基準と同じ。ただし、「容易にかめる」とあるのは、「かまなくてよい」と読み替えるものとする。

(新設)

び内容総量の表示は、容器又は包装の見やすい箇所（業務用の製品の場合にあつては、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状）に表示していなければならない。

注記3 その他の表示の方式等については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

5.2 歯ぐきでつぶせる食品

歯ぐきでつぶせる食品の表示の基準は、次による。

- a) **表示事項** 表示事項については、**5.1 a)**による。ただし、“容易にかめる”とあるのは“歯ぐきでつぶせる”と読み替えるものとする。
- b) **表示の方法** 表示の方法については、**5.1 b)**による。ただし、“容易にかめる”とあるのは“歯ぐきでつぶせる”と読み替えるものとする。
- c) **表示の方式等** 表示の方式等については、**5.1 c)**による。ただし、“容易にかめる”とあるのは“歯ぐきでつぶせる”と読み替えるものとする。

5.3 舌でつぶせる食品

舌でつぶせる食品の表示の基準は、次による。

- a) **表示事項** 表示事項については、**5.1 a)**による。ただし、“容易にかめる”とあるのは“舌でつぶせる”と読み替えるものとする。
- b) **表示の方法** 表示の方法については、**5.1 b)**による。ただし、“容易にかめる”とあるのは“舌でつぶせる”と読み替えるものとする。
- c) **表示の方式等** 表示の方式等については、**5.1 c)**による。ただし、“容易にかめる”とあるのは“舌でつぶせる”と読み替えるものとする。

5.4 かまなくてよい食品

かまなくてよい食品の表示の基準は、次による。

- a) **表示事項** 表示事項については、**5.1 a)**による。ただし、“容易にかめる”とあるのは“かまなくてよい”と読み替えるものとする。
- b) **表示の方法** 表示の方法については、**5.1 b)**による。ただし、“容易にかめる”とあるのは“かまなくてよい”と読み替えるものとする。
- c) **表示の方式等** 表示の方式等については、**5.1 c)**による。ただし、“容易にかめる”とあるのは“かまなくてよい”と読み替えるものとする。